

国民保護業務計画

平成18年9月

公益社団法人千葉県LPガス協会

目 次

第1章	総則	
1	業務計画作成の目的	1
2	業務計画の基本方針	1
	(1) 国民に対する情報提供	
	(2) 関係機関相互の連携協力の確保	
	(3) 国民保護措置等の実施に係る自主的判断	
	(4) 高齢者、障害者等への配慮	
	(5) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保	
3	業務計画の運用	1
	(1) 他の計画との関連	
	(2) 業務計画の修正	
第2章	平素からの備え	2
第3章	武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処	
1	事態認定前の対処	
	(1) 初動時情報連絡体制	2
	(2) 国民保護等連絡室の設置	2
2	国民保護等対策本部の設置等	
	(1) 国民保護等対策本部の設置	2
	(2) 関係機関相互の連携	2
	(3) 警報等及び緊急通報の通知	2
	(4) 安否情報収集への協力	3
	(5) 被災情報の収集及び報告	3
	(6) 生活基盤等の確保	3
第4編	復旧等	3

第1章 総則

1 国民保護業務計画の目的

この国民保護業務計画（以下「業務計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定及び千葉県国民保護計画に基づき、公益社団法人千葉県LPガス協会（以下「当協会」という。）が行う業務に関し必要な事項を定め、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 業務計画の基本方針

この業務計画は、以下の事項を基本方針とする。

（1）国民に対する情報提供

国民保護措置等に関する情報については、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

（2）関係機関相互の連携協力の確保

防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃事態等や緊急対処事態の特有な事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

（3）国民保護措置等の実施に係る自主的判断

国民保護措置等を実施するに当たっては、県や市町村などから提供される情報を踏まえたうえで、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断する。

（4）高齢者、障害者等への配慮

国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するよう努める。

（5）国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

県が国から入手した情報や武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）の状況、その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立することなどにより、国民保護措置等に従事する者の安全を十分に確保する。

3 業務計画の運用

（1）他の計画との関連

業務計画は、災害対策基本法に基づく防災業務計画、その他関係法令に基づく計画等と調整を図り、「災害対策マニュアル」（「災害対策要綱」、「支部対策要綱」含む）を準用し、運用することとする。

（2）業務計画の修正

業務計画は、必要があると認めるときはこれを修正すると共に国民保護法施行令で定める軽微な変更を除き、千葉県知事へ報告する。

第2章 平素からの備え

組織、関係機関との連携体制、通信の確保、情報収集・提供等の体制、物資・資材の備蓄、整備等は、第1章3業務計画の運用の（1）他の計画との関連のとおりとする。

特に、物資の供給については、平成11年3月31日に千葉県知事との間で交わした「災害時における応急物資等の供給に関する協定書」を遵守し、当協会と協力事業者との間、及び各支部と当該市町村長との間等で新たな同種の協定の締結等、今後、必要に応じ改定・更新すること等により、万全を期することとする。

また、関係機関相互の意思疎通を図るため、平素から意見交換会等に参加する等努めることとする。

なお、的確かつ迅速な国民保護措置等の実施が可能となるよう、訓練を実施するとともに県や市町村等が実施する国民保護措置等についての訓練へ参加するよう努める。

第3章 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

1 事態認定前に対処

（1）初動時情報連絡体制

緊急事態の発生を把握した場合、直ちに、当協会の長へ報告する。

緊急事態の発生を把握した場合は、他の関係機関へ速やかに連絡する。

（2）国民保護等連絡室の設置

武力攻撃事態等及び緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合は、必要に応じて国民保護等連絡室を速やかに設置する。

2 国民保護等対策本部の設置等

（1）国民保護等対策本部の設置

「災害対策要綱」に準じ災害対策本部を国民保護等対策本部に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処に関する基本方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、国及び県等に対策本部が設置された場合は、国民保護等対策本部を設置する。

事前に国民保護等連絡室を設置していた場合は、国民保護等対策本部に切り替える。

（2）関係機関相互の連携

県及び市町村等の関係機関と相互に密接に連携するよう努める。

(3) 警報等及び緊急通報の通知

千葉県知事から警報等又は緊急通報の通知を受けた場合、警報等又は緊急通報の内容を職員に伝達し、周知の徹底に努めると共に必要に応じて施設利用者等に伝達する。

(4) 安否情報収集への協力

収集した安否情報について、千葉県知事又は市町村長から提供の要請があった場合、個人情報の保護に十分留意した上で協力するよう努める。

(5) 被災情報の収集及び報告

自ら管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努める。

当該被災情報については、速やかに千葉県知事に報告する。

(6) 生活基盤等の確保

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、ＬＰガスを安定的かつ適切に供給するため、次の措置を講じる。

- ① 関係職員の参集
- ② 火気使用禁止
- ③ 供給停止等の危険予防措置
- ④ 関係機関との連携体制の確立

第4章 復旧等

武力攻撃災害等が発生したときは、応急の復旧のための必要な措置については、当協会の「災害対策要綱」、「支部対策要綱」、「災害対策マニュアル」を準用し、的確かつ迅速に対策を講じる。

その際には、県、市町村と相互に連携を図りながら、施設の応急復旧が迅速に行われるよう努める。